令和3年度第3回 廃棄物減量化対策推進検討会 一配布資料一

令和4年1月18日 小山広域保健衛生組合

目 次

1.	前回検討会で挙がった質問への回答		1
2.	燃やすごみ減量化施策の取組状況と今後の方針		2
3.	小山広域保健衛生組合の燃やすごみ減量施策について	提言書(案)	
4	指定袋制度実施スケジュール (案)		

1. 前回の検討会で挙がった質問への回答

10月29日の第2回廃棄物減量化対策推進検討会で、皆さまからいただいた質問への回答です。なお、詳細は別紙資料をご覧ください。

(1) 指定袋導入による家計負担額(資料1)

挙がった質問	質問への回答
一般家庭で年間いくら位の負担額に	令和 2 年度の燃やすごみ搬入量の場
なるか	合、1人あたり540円です。
ごみを減らす人と減らさない人の差	45Lの指定袋から 30Lの指定袋に切
額はいくらか	り替えると年間 500 円削減できます。

(2) 栃木市及び宇都宮市の指定ごみ袋導入(資料2)

挙がった質問	質問への回答
ごみ処理手数料の負担がない『指定袋	細分別収集開始に伴い、指定袋を導入
制度』を導入している栃木市のごみ減	した平成9年10月から3カ月間の燃
量効果を知りたい	やすごみ搬入量は、前年同時期より約
	22%減少しています。
指定袋制度を導入していない宇都宮	平成 27 年度から令和元年度の燃やす
のごみ減量効果を知りたい	ごみ搬入量はほぼ横ばいです。

(3) 家庭系指定袋導入によるごみ減量効果(資料3)

挙がった質問	質問への回答
7%の減量効果は指定袋制度だけな	その他の取組による効果も含まれて
のか。その他の取組も含まれているの	いる可能性はありますが、そのほとん
カュ。	どが指定袋制度による効果です。

(4) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(別紙資料4)

挙がった質問	質問への回答
プラ製品の一括リサイクル処理に対	現在の処理体制では、統一して行うに
する組合の考え方は。	は時間を要します

(5) 禁忌品となっている紙類のリサイクル処理(別紙資料5)

挙がった質問	質問への回答
裏が銀色の紙パックや紙コップ等の	禁忌品のため、可燃ごみとして処理を
リサイクル処理に対する組合の考え	行っています。
方は。	

2. 燃やすごみ減量化施策の取組状況と今後の方針

10項目の燃やすごみ減量化施策について、組合と市町(小山市・下野市・野木町)で令和元年度から行ってきた取組と今後行う予定の取組をまとめました。

施策 1 家庭系ごみ(有料)指定袋制度の導入 施策 2 事業系ごみ有料指定袋制度の導入、手数料の見直し ≪組合≫

- ・令和元年度より指定袋(家庭系・事業系を問わず)を導入している先進地に対し、書面調査や現地視察を行い、指定袋制度の設計に必要な情報(収集体制や袋の容量等)を収集しています。
- ・令和3年度第3回廃棄物減量化対策推進検討会で、実施の承認を受けた後、 収集した情報を基に当組合における指定袋制度の制度設計を行います。制 度設計は廃棄物減量化対策推進検討会等で協議し検討してまいります。

施策3 ごみの分別啓発物の作成、配布

≪小山市≫

- ・ごみの分別早見表とごみの収集カレンダー(毎年度更新)を各戸配布しています。
- 広報にごみの分別等に関する記事を掲載しています。
- ・廃棄物減量推進委員とともに外国人を多く雇用する会社へ訪問し、ヒアリングをおこなっています。
- ・令和3年度に外国人ゴミ捨てマナーアップ支援事業を活用した外国語版のごみ分別看板を作成予定です。

≪下野市≫

- ごみの正しい出し方とごみの分別早見表を各戸配布しています。
- ・広報にごみの分別等に関する記事を掲載しています。

- 毎年度ごみ収集計画表とごみ分別早見表を各戸配布しています。
- ・広報紙に、ごみの出し方等について毎月掲載しています。
- ・令和3年度に外国人向けに簡単な画像を作成する予定です。

施策 4 雑紙分別保管袋の作成、配布並びに雑紙分別収集の啓発 《小山市》

- ・令和 2 年度にごみの分別冊子の記載を変更し、雑紙の出し方について紙袋や封筒に入れて出す方法のみとしました。
- ・令和2年度にホームページに雑紙の出し方について個別に掲載しました
- ・令和3年度に広報紙(9月号)に雑紙・古布の記事を掲載しました。
- ・令和3年度広報紙(10月号)のごみ特集ページに紙類の資源化について掲載しました。

≪下野市≫

- ・令和元年度に自治体加入世帯を対象に保管袋を配布しました。
- •3ヶ月ごとの燃やすごみと資源物の排出量の比較結果を広報に掲載しています。

≪野木町≫

- ・ごみ収集計画表で雑紙は紙袋を使用して分別するように周知した。今後も引き続き実施していきます。
- ・令和2年度に広報紙(12月号)で周知しました。
- ・ 令和 4 年 3 月号までに雑紙啓発に関する記事を掲載予定です。

施策 5 直接搬入者の実態把握、指導

≪組合≫

- ・令和2年度から中央清掃センター、令和3年度からリサイクルセンター及び南部清掃センターにおいて、職員が監視員として直接搬入者(住民・事業者ともに)に対する実態把握・指導を行っています。
- ・令和3年7月より紙袋や米袋での施設への搬入を禁止しました。

《小山市》《下野市》《野木町》

・令和3年7月からの紙袋や米袋での施設への搬入禁止を広報で周知しました。

施策6事業所のごみ処理の実態把握、指導

≪組合≫

- ・令和2年度に事業系ごみ搬入マニュアルを作成し、市町に送付しました。
- ・令和2年度から中央清掃センター、令和3年度からリサイクルセンター及び南部清掃センターにおいて、職員が監視員として直接搬入者(住民・事業者ともに)に対する実態把握・指導を行っています。
- ・構成市町と共同で年に数回事業系収集運搬業者を対象とした抜き打ち検査 を実施している。抜き打ち検査は市町担当者が行っています。
- ・抜き打ち検査は、今後も中央清掃センターは毎回、リサイクルセンター及び 南部清掃センターは隔回実施予定です。

≪小山市≫

・事業系ごみ搬入マニュアルについて、収運業者を利用してその収運業者の顧客である事業所に配布する予定です。

≪下野市≫

・多数取引許可業者を対象に調査を行い、状況によっては書面にて指導してい く案を考えています。

- ・令和2年度に「事業系ごみの処理ルールの遵守」を記載した通知を送りました(7月)。
- ・令和2年度に事業所宛に分別して排出するように通知しました。
- ・許可業者で収集していない事業所を把握し、事業系ごみ搬入マニュアルを活 用して指導していく予定です。

施策7 多量排出事業所への訪問指導

≪小山市≫

- ・令和3年度に1日50kg以上排出する事業者(9社)に減量計画の作成・提出を求めました。
- ・令和3年度に1日50kg以上のごみを排出している店舗(8社)を訪問しました。その際、事業系ごみ搬入マニュアルと食品ロス削減のチラシを渡し、廃棄物排出量削減の協力を依頼しました。

≪下野市≫

- ・令和2年度に1日50kg以上排出する事業者(10社)に減量計画の作成・提出を求めました。
- ・令和3年度中に書面にて減量化の指導を実施予定です。

≪野木町≫

・令和3年中に食品関係の1社に生ごみのロスを少なくするように、可燃ご みは食品関係2社と医療関係1社に分別排出を適正に行うように指導して いきます。

施策8 公共施設の機密文書のリサイクル処理

≪組合≫

・ 令和 2 年度より事務所内の機密文書について溶融処理を開始しました。

≪小山市≫

- ・令和元年度に庁内ごみ減量化・資源化プログラムを策定しました。
- ・ 令和 2 年度は庁舎移転に伴い排出される紙類は資源と出すことに合わせ、 機密性が高い文書以外はシュレッダー処理するよう依頼しました。
- ・令和3年度より機密文書の溶融処理を開始する予定です。庁内で排出される紙類は全て資源という考えで取り組んでいます。

≪下野市≫

・平成30年度より機密文書の溶融処理を開始しています。令和2年度は24,903 kgの機密文書を溶融処理しました。

≪野木町≫

・令和 2 年度より庁舎内と学校及び社会福祉協議会から排出される機密文書 の溶融処理を開始しています。具体的には保存文書の廃棄時期となったも のはシュレッダーか溶融処理、その他の文書も古紙として排出しています。

施策9 リサイクル可能な紙類の焼却施設への搬入禁止

≪組合≫

・令和4年4月より機密文書を含めたリサイクル可能な紙ごみについて、ピットへの直接投入を禁止します。この件を令和3年7月から機密文書を理由に直接搬入している者に周知を実施しています。

≪小山市≫

- ・令和2年度に公共施設管理者(87カ所)に対し、ごみの分別徹底について通知しました。
- ・ 令和 3 年度に収集運搬業者を利用して事業系マニュアルの配布と併せて周知を行います。
- ・令和3年度に令和4年度からの直接投入禁止をホームページにて周知しました。

≪下野市≫

- ・令和2年度に役所も一事業所とみなし、掲示板で情報提供しています。
- ・一般の事業所に対しては、ホームページにて周知を行っていく予定です。

- ・令和2年度に町内事業所(96カ所)に令和4年度からリサイクル可能な紙類の搬入が制限される旨の通知を送りました。令和3年度も同様の通知を送る予定です。
- ・機密文書は専門の処理業者へ委託するか、シュレッダー処理し資源として処理すること、その他の紙類は資源として処理するよう周知していきます。

施策10 食品ロスの削減

≪組合≫

・令和 2 年度に事業系燃やすごみに含まれる食品ロスの調査結果と削減に有効な施策をまとめた事業所向けのパンフレットを作成しホームページに公開するとともに、市町に提供しました。また、市町向けに報告書を作成しました。

≪小山市≫

- ・令和元年度に家庭系燃やすごみに含まれる食品ロスの組成調査を実施し、その結果を基に食品ロス削減行動指針を作成しました。
- ・ 令和 2 年度に家庭系組成調査に基づき作成したポスターを出張所に掲示しました。

≪下野市≫

- ・令和2年度より学校給食等で発生する生ごみ(残渣)をクリーンセンターに 搬入して堆肥化処理を行っています。
- ・令和2年度よりホームページや広報にて情報発信を行っています。

- ・令和 2 年度に生ごみを分別して南部清掃センターに搬入する旨の通知を事業所(96 カ所)に送付しました。令和 3 年度にも通知予定です。
- ・令和元年度に町内食品業者・飲食店(13事業所)に直接訪問し指導しました。
- ・定期的に、事業系生ごみは燃やすごみに混入させないように周知しています。
- ・令和 2 年度にフードドライブの案内を含めた、食品ロスに対する啓発記事をホームページに掲載しました。

燃やすごみ減量化施策実施スケジュール(案)

	【量化施策実施スケシュ· ┃ _{取知内容}	· · ·	D 2	D 4	חר	D.C.	n 7	D 0
燃やすごみ減量化施策	取組内容	工程	R 3	R 4	R5	R 6	R 7	R 8
	家庭ごみを収集に出す	制度設計	(4A=4+1) #ur====================================		販売店募集、条例で	以上		
	際に、指定のごみ袋		(検討中)制度設計、					
① 家庭系ごみ(有料)	(大袋1枚10円~20	周知	議会説明、パブリック:	コメント実施				
指定袋制度の導入	円:処理料金を上乗せ		<u> </u>		住民説明会	· ·		
	しないごみ袋の代金)	実施						
	を使用する。	7 (%)				(有料) 指定袋開始		,
	事業ごみを収集に出す 制度設計	制度設計		販売店募集、条例	改正			
 ② 事業系ごみ有料指定	際に、指定のごみ袋	וואאגונקוי	(検討中) 制度設計等領	策定				
袋制度の導入、手数料	(現在のごみ処理料金	周知	議会説明、収集業者と	アリング				
の見直し	と同水準)を使用す	/¤J ∧H		制度案内通知、事	業所・収集業者説明会			
の光色し		宇梅						
	る。 実施				有料指定袋開始			
	外国語にも対応したご	生		分別映像撮影、記	録媒体作成			
③ ごみの分別啓発物の	みの出し方の啓発物	制度設計	分別啓発物作成					
作成、配布	(チラシ等)を作成	中华			分別映像配信開始			
	し、広く配布する。	実施		分別啓発物配布等				
	家庭で雑紙を分別する							
④ 雑紙分別保管袋の作	ための、保管袋を作成	制度設計	雑紙分別方法の検討					
成、配布並びに雑紙分								
別収集の啓発			保管袋等を用いた雑紙会	分別の周知 				
	を周知していく。		雑紙分別方法の周知					
⑤ 直接搬入者の実態把	多量搬入者を定期的に	実施						
握、指導	調査指導する。	<u>کریات</u>	(定期的に実施) 多量技	搬入者の調査、指導	i F			
	事業系ごみ処理の手引	実施	手引きの全事業所への	配布				
⑥ 事業所のごみ処理の	きを作成し配布する。	· 近		新規事業所への手	引き送付、指導			·
実態把握、指導	あわせて未契約事業所			調査結果により事	業所への指導			
	を調査指導する。	実施	事業系ごみを搬入してい	いない事業所の調査	Ĩ			
⑦ 多量排出事業所への	多量排出事業所へ定期	中长						
訪問指導	的に訪問指導する。	実施	(定期的に実施) 多量技	排出事業所の調査、	指導			
⑧ 公共施設の機密文書 市町の機密文書を全量 機密文書の全量		機密文書の全量リサイ	クル処理実施					
		機密文書の分別の徹底、	、予算要求					
	事業所から排出された							
⑨ リサイクル可能な紙	リサイクル可能な紙類	周知	制度案内通知、収集業	*				
類の焼却施設への搬入	の、焼却施設への搬入	-1- 17						
禁止	を禁止する。	実施		紙類の焼却施設へ	 の搬入禁止			
	燃やすごみに含まれる		飲食店への指導					
⑩ 食品ロスの削減	スの削減 食品を調査指導する。		野木町の生ごみの焼却が	 施設への搬入制限				
		<u> </u>	カフトミーボルンサ					

[※] 可能な限り迅速かつ住民及び事業者等の理解を得られるよう丁寧に進めるものです

提言書(案)

令和4年1月18日

小山広域保健衛生組合 管理者 浅野 正富 様

> 小山広域保健衛生組合 廃棄物減量化対策推進検討会 会長 市村 充章

小山広域保健衛生組合の燃やすごみ減量施策について(提言)

小山広域保健衛生組合廃棄物減量化対策推進検討会では、組合管内の燃やす ごみの減量化の方向性について、下記のように提言します。

1. 小山広域保健衛生組合の現状

小山広域保健衛生組合では、令和元年 3 月に一般廃棄物処理基本計画を改訂 し、令和 9 年 4 月の新ごみ焼却施設の稼働までに、平成 30 年度比で燃やすごみ 量を 5,000 t 減らすことを必ず達成する目標として設定しました。

その目標を達成するため、本検討会において『直接搬入者への実態把握指導』など10項目の燃やすごみ減量化施策が事務局より提案され、組合及び構成3市町(小山市・下野市・野木町)で取り組んでいますが、令和2年度時点の燃やすごみ量は、平成30年度比で120t減と残り5年での目標達成には厳しい状況となっています。

2. 燃やすごみ減量化の方向性

このような現状を踏まえ、燃やすごみ量 5,000 t 削減を達成するためには、本 検討会でごみ減量効果が得られている指定袋制度の導入可否を検討した結果、 実施すべき施策であると判断し、下記のとおり提言します。

また、指定袋制度の実施にあたっては、構成市町で住民に対して説明会や周知などで十分な啓発を行っていくことを求めます。

≪提言内容≫

- 1. 削減目標を達成するため事業系指定袋制度を実施すること。
- 2. 削減目標を達成するため家庭系指定袋制度を実施すること。
- 3. その他のごみ減量化施策を積極的に実施すること。

議題4 指定袋制度実施スケジュール (案) について

指定袋制度の導入を開始する場合における、議会や住民、事業者への周知スケジュール(案)を示します。現時点では案1で行うものとしていますが、今後の 進捗状況によっては案2で行うものとします。

なお、スケジュールは今後市町と組合で協議してまいります。

案1 事業系:令和5年10月開始 家庭系:令和6年10月開始

	事業系	家庭系	
	組合役員会で実施決定	組合役員会で実施決定	
	組合・市町議会で実施報告	組合・市町議会で実施報告	
令和4年	周知に向けた準備	周知に向けた準備	
	事業者への周知	住民への周知	
	事業者アンケート	住民アンケート	
	基本方針決定	基本方針(案)パブリックコメント	
令和5年	事業者向け説明会	基本方針決定	
	指定袋制度開始	住民。	
		住民への周知	
令和 6 年		住民向け説明会	
		指定袋制度開始	

案2 事業系:令和6年4月開始 家庭系:令和7年4月開始

	-4 /11/	
	事業系	家庭系
令和4年	組合役員会で実施決定 組合・市町議会で実施報告	組合役員会で実施決定 組合・市町議会で実施報告
	周知に向けた準備 事業者への周知	周知に向けた準備 住民への周知
	尹禾石 · · · / / / / / / /	
令和5年	事業者アンケート 基本方針決定	住民アンケート 議会に基本方針 (案) 報告 基本方針 (案) パブリックコメント
		本本分型 (条) バッケックノコバット
A To a Tr	事業者向け説明会	基本方針決定
令和6年	指定袋制度開始	住民への周知 住民向け説明会
		THE ALL TO HOROTHY
令和7年		指定袋制度開始